

# 調布市 住宅の耐震化の促進事業

## 木造住宅耐震化促進事業助成制度のご案内

### 調布市木造住宅耐震化促進事業とは？

地震発生時における市民の財産と生命を守るために、既存の木造住宅の所有者に対して、耐震アドバイザー派遣、耐震診断及び耐震改修などの住宅の耐震化に向けた様々な支援を行うことにより、住宅の耐震化を計画的に進め、災害に強い住環境づくりに取り組むことを目的とした事業です。

#### ① 耐震アドバイザー派遣【無料】

耐震に係る専門家（建築士）を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、結果の説明、耐震化に対する助言などを通じて、耐震意識の普及・啓発につなげるものです。

一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の建築士を派遣します。

利用可能回数は、1 対象住宅当たり 1 回です。

※市への申請以前に、アドバイザーから連絡がいくことはありません。



#### ② 耐震診断【助成金上限額 15万円】

#### ③ 耐震改修・建替え【助成金上限額 80万円】

※障害者等が居住する住宅の場合、上限額 20 万円の加算あり

※上記金額は上限額となります。詳細は次ページ以降を確認ください。

※各制度、申込みは 12月の最終開庁日まで です。

### 問合せ先

都市整備部 住宅課 住宅支援係（調布市役所7階）

メール：jyutaku@city.chofu.lg.jp

電話：042-481-7545（直通）

受付時間：平日 8:30～17:00（12:00～13:00 を除く）

## 1 対象住宅

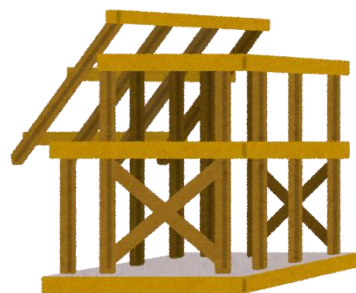
調布市内にある一戸建て又は長屋（賃貸住宅又は賃貸住宅部分を含むものを除く）の木造住宅（事務所・店舗等併用住宅については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものに限る）のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの
- (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法のもの

## 2 対象者

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 対象住宅の所有者
- (2) 納期の経過した市税を完納している方



## 3 助成制度の内容

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 対象事業の要件                                                                                                                                                                                                             | 助成金額等                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和9年3月10日までに実績報告の手続きを完了すること</li> <li>他の補助制度等による補助を受けていないこと</li> </ul>                                                                                                        | 各事業におけるいずれかの低い額（1,000円未満切捨て）                                                             |
| 耐震診断                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの団体に属する実施機関で行う耐震診断であること               <ol style="list-style-type: none"> <li>①一般社団法人東京都建築士事務所協会の会員</li> <li>②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録されている者</li> </ol> </li> </ul>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>①実支出費の3分の2</li> <li>②上限額：15万円</li> </ol>          |
| 耐震改修                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>（本制度による）耐震診断の結果、lw値が1.0未満相当であること</li> <li>耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（lw値1.0以上相当）よう計画されたものであること</li> </ul>                                                                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>①実支出費の2分の1</li> <li>②上限額：80万円（注1）</li> </ol>      |
| 建替え                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象住宅のうち、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたもの</li> <li>耐震改修を実施していないこと</li> <li>解体工事を完了後、実績報告の手続きまでに新築予定建物（申請者が居住予定の住宅であること）の建築確認済証を取得すること</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①建物解体工事における実支出費の23%</li> <li>②上限額：80万円</li> </ol> |
| （注1）障害者等が居住する対象住宅の場合、次のいずれかの低い額（1,000円未満切捨て）を加算 <ol style="list-style-type: none"> <li>①実支出額の4分の1</li> <li>②上限額：20万円</li> </ol> ※障害者等 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>・東京都愛の手帳の交付を受けている方</li> <li>・精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方</li> <li>・要介護認定又は要支援認定を受けている方</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                          |

## 4 耐震アドバイザー派遣の手続

アドバイザー派遣では簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断は、住宅のどのようなところに、地震に対する強さや弱さのポイントがあるのかを建築士と一緒に確認するもので、自宅の耐震性の有無を判定するものではありません。耐震性の有無をお調べになりたい方は、精密な耐震診断を行う「木造住宅耐震診断助成事業」の利用をお願いします。



### (1) 利用申請の手続

利用申請書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

（利用申請書は調布市ホームページからダウンロードできるほか、住宅課の窓口で配布しています。）

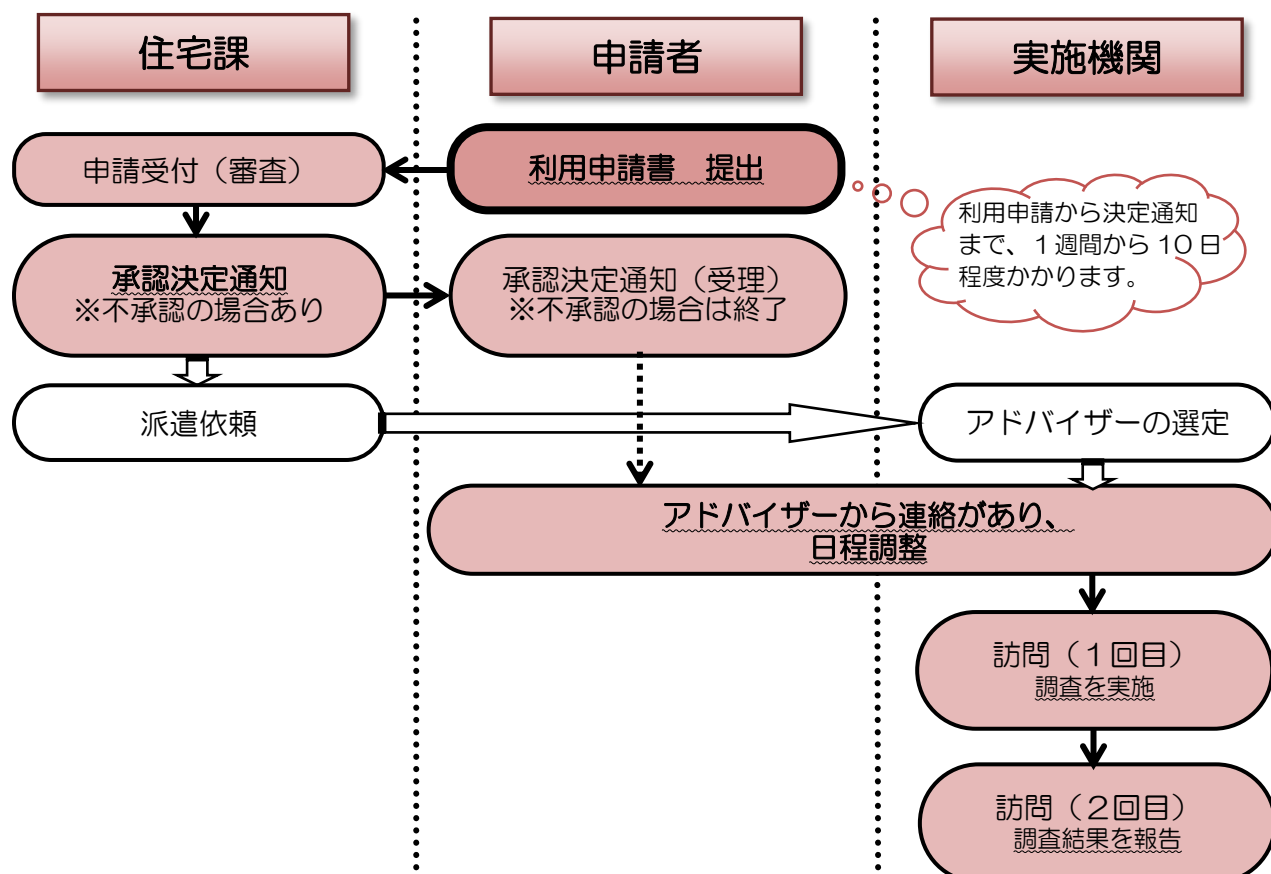
### (2) 派遣決定

申請内容等を審査のうえ、派遣の可否を決定し、市から決定通知書を送付します。

### (3) アドバイザーの派遣

市が依頼した建築士が2回対象住宅をご訪問します。初回は、簡易耐震診断を実施（目視及び計測など）し、2回目は、簡易耐震診断の結果をご説明し、併せて耐震化に係るアドバイスなどを行います。

## 耐震アドバイザーの流れ



## 5 耐震診断助成金交付申請の手続

耐震診断とは、設計図書をはじめ外観、筋違（すじかい）、基礎、開口部、主要な柱、建物のバランス、内部構造の老朽度などの状況を調査し、予想される大地震に対して、建物が必要な耐震性を有しているかどうかを判断するための診断調査を行うことをいいます。

### （１）交付申請の手続き

以下の書類を提出してください。なお、既に提出している書類で、内容の変更がないものについては省略することができます。

|                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①助成金交付申請書（第１号様式）                                                                                                                  |
| ②対象住宅の所有者、建築時期及び建物の概要を確認できる書類<br>例）次のいずれかのもの<br>・登記事項証明書（法務局で発行）<br>・固定資産税の課税明細書（毎年４月頃に発送）の写し<br>・売買契約書の写し<br>・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行） |
| ③完納証明書（市役所３階 納税課発行）<br>※対象住宅を共有で所有の場合、所有者全員分の証明書が必要です。<br>※税目や納付方法によって、納付状況の反映に日数を要しますので、当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください       |
| ④見積書                                                                                                                              |
| ⑤事業内容が確認できる書類（例）実施計画書、見積明細書、工程表等                                                                                                  |
| ⑥申請者以外の所有者の承諾書（対象住宅が共有で所有の場合）                                                                                                     |
| ⑦耐震診断の実施者が、一般社団法人東京都建築士事務所協会の会員又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録されている者であることを確認できる書類                                                         |
| ⑧図面（各階平面図）をお持ちの方は、申請書類に必ず添付してください。                                                                                                |

### （２）交付決定

交付申請後、申請書類の審査・調査を行います。

申請内容が交付基準を満たしていれば、申請者に交付決定通知書を送付します。  
（交付決定後に申請内容を変更する場合は、変更交付申請が必要になります。）

### （３）診断機関との契約

助成金交付決定後、速やかに契約を締結してください。

### （４）実績報告の手続き

（令和９年３月１０日までに実績報告の手続きをしてください。）

助成対象事業が完了しましたら、速やかに以下の書類を提出してください。

|                         |
|-------------------------|
| ①実績報告書（第５号様式）※交付決定通知に同封 |
| ②耐震診断に係る契約書の写し          |
| ③診断料の領収書の写し             |
| ④耐震診断結果報告書              |

### （５）助成額の確定と支払い

実績報告後、報告書類の審査・調査を行います。

（ 報告内容が交付決定の内容に適合していることが確認できたら、確定通知書を送付します。同封の請求書に記入いただき提出してください。  
請求書到着後、原則３０日以内に、助成金の支払い（振込み）をします。 ）



## 6 耐震改修・建替え助成金交付申請の手続

### (1) 交付申請の手続き

以下の書類を提出してください。なお、既に提出している書類で、内容の変更がないものについては省略することができます。

|                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①助成金交付申請書（第1号様式）                                                                                                                               |
| ②対象住宅と敷地の所有者、建築時期及び建物の概要を確認できる書類<br>例）次のいずれかのもの<br>・登記事項証明書（法務局で発行）<br>・固定資産税の課税明細書（毎年4月頃に発送）の写し<br>・売買契約書の写し<br>・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行）           |
| ③完納証明書（市役所3階 納税課発行）<br>※対象住宅や敷地を共有で所有の場合や、敷地が申請者以外の所有の場合、所有者全員分の証明書が必要です。<br>※税目や納付方法によって、納付状況の反映に日数を要しますので、当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください |
| ④見積明細書（建替えの場合、解体工事費が確認できるもの）                                                                                                                   |
| ⑤事業内容が確認できる書類（例）実施計画書、工程表等                                                                                                                     |
| ⑥ 改修：工事計画図<br>建替え：建替え計画が確認できる書類（例）新築計画図、建替事業の見積書                                                                                               |
| ⑦申請者以外の所有者の承諾書<br>（対象住宅や敷地を共有で所有の場合や、敷地が申請者以外の所有の場合）                                                                                           |
| ⑧耐震診断結果報告書<br>※建替えの場合は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」で可                                                                                          |
| ⑨耐震改修後の耐震診断結果内容が確認できる書類<br>（lw 値 1.0 以上相当の計画であることが確認できるもの。建替えの場合は不要）                                                                           |
| ⑩障害者等の住民票の写し及び次のいずれかの書類の写し<br>・身体障害者手帳 ・東京都愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳<br>・介護保険被保険者証 ※障害者等が居住する対象住宅の場合に限る                                                |

### (2) 交付決定

交付申請後、申請書類の審査・調査を行います。  
申請内容が交付基準を満たしていれば、申請者に交付決定通知書を送付します。  
（交付決定後に申請内容を変更する場合は、変更交付申請が必要になります。）

### (3) 工事施工者との契約

助成金交付決定後、速やかに契約を締結してください。

### (4) 実績報告の手続き

（令和9年3月10日までに実績報告の手続きをしてください。）

助成対象事業が完了しましたら、速やかに以下の書類を提出してください。

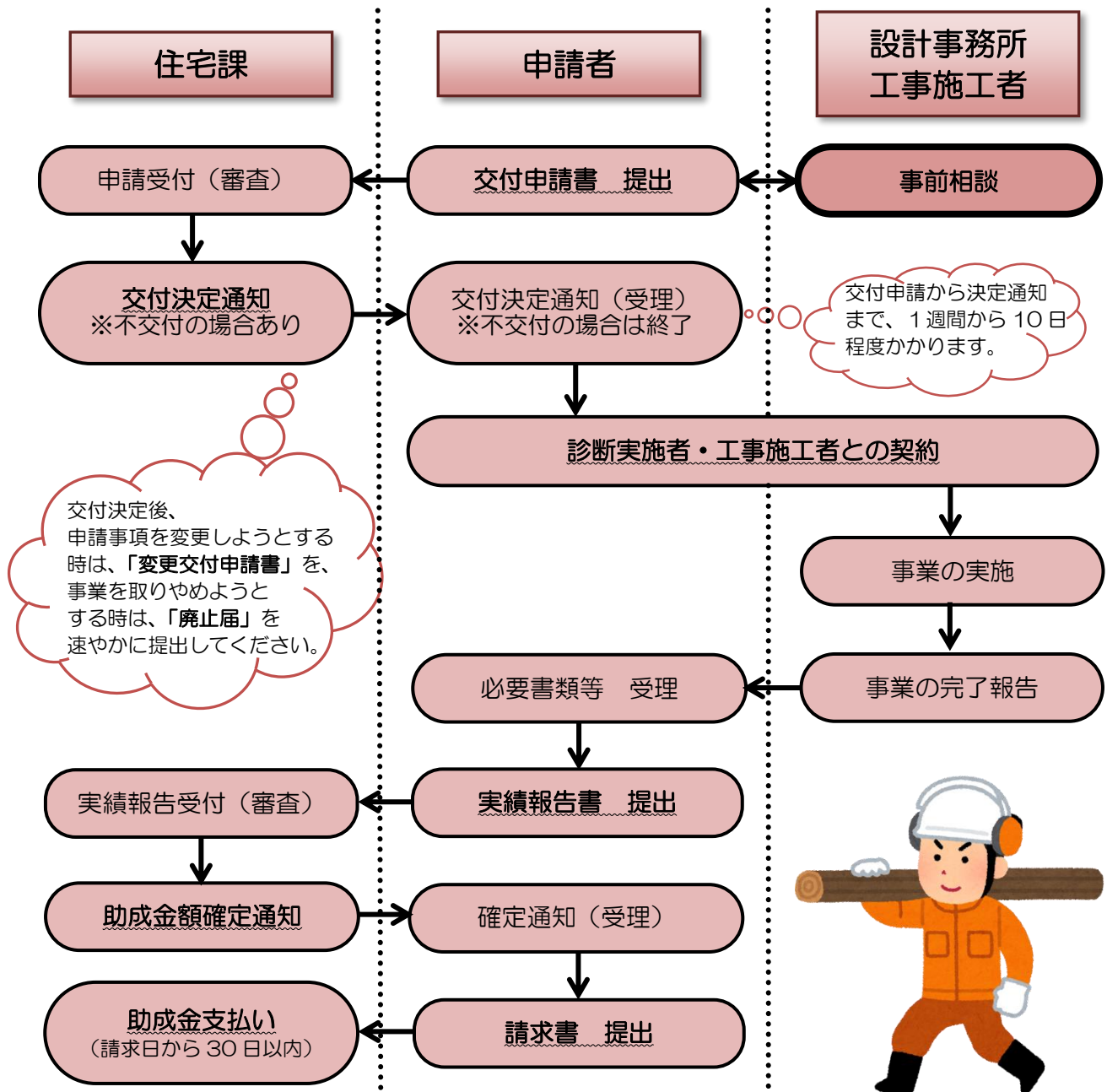
|                                         |
|-----------------------------------------|
| ①実績報告書（第5号様式）※交付決定通知に同封                 |
| ②耐震改修又は解体に係る契約書の写し                      |
| ③工事費用の領収書の写し                            |
| ④ 改修：耐震改修の結果報告書<br>建替え：新築予定建物の建築確認済証の写し |
| ⑤施工写真（全景、施工箇所のそれぞれ施工前、施工中、施工後）          |

### (5) 助成額の確定と支払い

実績報告後、報告書類の審査・調査を行います。

（ 報告内容が交付決定の内容に適合していることが確認できたら、確定通知書を送付します。同封の請求書に記入いただき提出してください。  
請求書到着後、原則 30 日以内に、助成金の支払い（振込み）をします。 ）

## 木造住宅耐震化促進事業助成制度の流れ



### ★違反建築物の取扱い

建築基準法及び関係法令の規定について重大な違反がある場合、耐震改修等と同時に当該違反を是正する工事を行う必要があります。その場合、是正工事に係る費用については補助金対象経費にはなりません。

### ★財産処分の制限について

助成を受けて効用を増した財産を、助成事業完了後10年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。

R8.7.24 更新